

## ニチハ株式会社が供給した軒裏材を用いた住宅等における 国土交通大臣認定仕様への不適合について

令和 7 年 4 月 1 8 日に国土交通省において、ニチハ株式会社（本社：愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号）が供給した軒裏材を用いて建設された一部の住宅等の軒裏の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法等の規定に抵触するおそれがあると発表がありました。

神奈川県内の対象物件 5 1 棟のうち、9 棟が川崎市内の物件であると国土交通省（神奈川県経由）から報告を受けております。対象物件の区ごとの内訳は以下のとおりです。

今後、詳細内容を含め、ニチハ株式会社から聞き取り調査等を行い、国土交通省や関係特定行政庁と連携を図りながら、同社に対し是正指導等の対応をしてまいります。

| 区    | 川崎区 | 幸区  | 中原区 | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 棟数   | 1 棟 | 0 棟 | 4 棟 | 0 棟 | 3 棟 | 0 棟 | 1 棟 |
| 戸建て  | 0 棟 | 0 棟 | 4 棟 | 0 棟 | 3 棟 | 0 棟 | 1 棟 |
| 共同住宅 | 1 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 |

### 国土交通省の発表

ニチハ株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した軒裏材を用いて建設された一部の住宅等の軒裏（準耐火構造※<sup>1</sup>）の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法等の規定に抵触するおそれがあると令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水）に報告がありました。

また、国土交通省が同社に対して必要な調査等を指示した結果、令和 7 年 4 月 1 7 日（木）までに、以下の報告がありました。

- ニチハ株式会社が軒裏材を供給して建設され軒裏が大臣認定に適合しない仕様となっている建築物のうち、建築基準法の規定に抵触するおそれがあるものは、住宅等 423 棟であること（出荷先の企業において平成 19 年 12 月～平成 28 年 11 月に供給）。また、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度が活用されており、等級に影響するおそれがあるものは、127 棟（住宅のみ）であること。
- 不適合の内容は、軒裏（準耐火構造）の大臣認定の仕様と成分が異なる軒裏材をニチハ株式会社が供給していたこと。
- 同社は、出荷先等関係者と協議のうえ、対象の住宅等について速やかに改修等を行う方針であること。

※ 1 建築基準法では、防火地域等にある建築物の軒裏については、通常の火災による周囲への延焼を防止するため、規模等に応じて、準耐火性能を有する構造（準耐火構造）とすることを求めている。準耐火構造については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（告示仕様）又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要がある。

### 今後の対応について

詳細内容を含め、ニチハ株式会社から聞き取り調査等を行い、国土交通省や関係特定行政庁と連携を図りながら、同社に対し是正指導等の対応をしてまいります。

問合せ先  
川崎市まちづくり局指導部建築指導課 大場  
電話：044-200-3005

令和7年4月18日

住宅局 建築指導課

住宅生産課

## ニチハ株式会社が供給した軒裏材を用いた住宅等における 国土交通大臣認定仕様への不適合について

ニチハ株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した軒裏材を用いて建設された一部の住宅等の軒裏の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法等の規定に抵触するおそれがあるとの報告がありました。

これを受け、国土交通省は同社に対して、是正の迅速な実施等の所要の対応を行うよう指示しました。

### 1. 事案概要

令和6年10月30日(水)、ニチハ株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した軒裏材を用いて建設された一部の住宅等の軒裏(準耐火構造※)の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法等の規定に抵触するおそれがあるとの報告がありました。

※ 建築基準法では、防火地域等にある建築物の軒裏については、通常の火災による周囲への延焼を防止するため、規模等に応じて、準耐火性能を有する構造(準耐火構造)とすることを求めている。準耐火構造については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの(告示仕様)又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要がある。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対して必要な調査等を指示した結果、令和7年4月17日(木)までに、以下の報告がありました。

- (1) ニチハ株式会社が軒裏材を供給して建設され軒裏が大臣認定に適合しない仕様となっている建築物のうち、建築基準法の規定に抵触するおそれがあるものは、住宅等423棟であること(出荷先の企業において平成19年12月～平成28年11月に供給)。また、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度が活用されており、等級に影響するおそれがあるものは、127棟(住宅のみ)であること。(参考1)
- (2) 不適合の内容は、軒裏(準耐火構造)の大臣認定の仕様と成分が異なる軒裏材をニチハ株式会社が供給していたこと。(参考2)
- (3) 同社は、出荷先等関係者と協議のうえ、対象の住宅等について速やかに改修等を行う方針であること。

## 2. 国土交通省における対応

### (1) ニチハ株式会社への指示

- ① 所有者等関係者への丁寧な説明
- ② 特定行政庁等への報告
- ③ 改修等の迅速な実施
- ④ 原因究明及び再発防止策のとりまとめ等
- ⑤ 相談窓口の設置

※ 建築基準法等の規定に抵触するおそれがあるもの以外で、大臣認定の仕様に適合しない仕様となっている軒裏についても、速やかに第三者機関において必要な性能を確認し、出荷先等と協議のうえ、所有者等関係者に丁寧な説明を行うとともに、必要な対応を行うこと。

※ 住宅性能表示制度を活用しているものにおいては、当該制度への影響等についても所有者等関係者に対して丁寧な説明・対応を行うこと。また、登録住宅性能評価機関に対しても報告し、その指示に従うこと。

### (2) 関係特定行政庁への依頼

国土交通省は、関係特定行政庁に対し、物件リストを情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

## 3. 相談窓口

### (1) ニチハ株式会社において、以下の相談窓口が設置されています。

【窓口】      ニチハ株式会社    お客さま相談室  
電話番号    0120-834-700  
受付時間    9:00～17:00

(ニチハ株式会社における公表)

<https://www.nichiha.co.jp/news/20250418.pdf>

### (2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】      電話番号    03-3556-5147  
受付時間    10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始 12/28～1/5 を除く)

(問い合わせ先)

#### ■建築基準法 に関すること

住宅局建築指導課 課長補佐      畑中 (内線 39-564)  
技術調査係長    藤牧 (内線 39-525)  
代表    03-5253-8111、直通    03-5253-8513

#### ■住宅の品質確保の促進等に関する法律 に関すること

住宅局住宅生産課 課長補佐      種子田 (内線 39-453)  
性能係長      末田 (内線 39-475)  
代表    03-5253-8111、直通    03-5253-8510

(参考1)

## 都道府県別・用途別棟数

| 都道府県 | 建築基準法の規定に抵触するおそれ |     |       |     |               | 住宅性能表示制度の等級に影響するおそれ |
|------|------------------|-----|-------|-----|---------------|---------------------|
|      |                  | 住宅  |       |     | 非住宅<br>(事務所等) |                     |
|      |                  | 戸建  | 共同・長屋 | 併用※ |               |                     |
| 北海道  | 1                | 1   | 0     | 0   | 0             | 0                   |
| 岩手県  | 1                | 1   | 0     | 0   | 0             | 0                   |
| 山形県  | 1                | 1   | 0     | 0   | 0             | 0                   |
| 埼玉県  | 3                | 3   | 0     | 0   | 0             | 0                   |
| 東京都  | 290              | 269 | 15    | 5   | 1             | 61                  |
| 神奈川県 | 51               | 48  | 2     | 1   | 0             | 11                  |
| 富山県  | 1                | 1   | 0     | 0   | 0             | 0                   |
| 静岡県  | 1                | 0   | 0     | 1   | 0             | 0                   |
| 愛知県  | 11               | 10  | 0     | 1   | 0             | 10                  |
| 京都府  | 7                | 6   | 0     | 1   | 0             | 5                   |
| 大阪府  | 36               | 34  | 0     | 1   | 1             | 24                  |
| 兵庫県  | 11               | 11  | 0     | 0   | 0             | 3                   |
| 奈良県  | 2                | 2   | 0     | 0   | 0             | 0                   |
| 和歌山県 | 2                | 2   | 0     | 0   | 0             | 1                   |
| 岡山県  | 0                | 0   | 0     | 0   | 0             | 1                   |
| 広島県  | 1                | 1   | 0     | 0   | 0             | 0                   |
| 山口県  | 0                | 0   | 0     | 0   | 0             | 3                   |
| 香川県  | 1                | 1   | 0     | 0   | 0             | 2                   |
| 高知県  | 0                | 0   | 0     | 0   | 0             | 1                   |
| 福岡県  | 1                | 1   | 0     | 0   | 0             | 2                   |
| 佐賀県  | 0                | 0   | 0     | 0   | 0             | 1                   |
| 熊本県  | 0                | 0   | 0     | 0   | 0             | 1                   |
| 大分県  | 2                | 2   | 0     | 0   | 0             | 1                   |
| 小計   | 423              | 394 | 17    | 10  | 2             | 127                 |

※ 一の建築物において、店舗・事務所等業務の用に供する非住宅部分と、居住の用に供する住宅部分を有する建築物。

(参考2)

【国土交通大臣認定の仕様への不適合概要】

